

## 国籍選択

外国籍と、日本国籍の2つの国籍をもつ人（重国籍者）は、22歳になるまでに、どちらか一方の国籍を選択する必要があります。

20歳になったあとに重国籍になった場合は、重国籍になったときから2年以内に、どちらか一方の国籍を選択する必要があります。

法務省ホームページ：<http://www.moj.go.jp/>（日）  
<http://www.moj.go.jp/ENGLISH/information/tcon-01.html>（英）

### 問い合わせ先

（西宮市在住の場合）

神戸地方法務局 西宮支局	0798-26-0061	（西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎）
神戸地方法務局	078-392-1821	

注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。